

令和3年度（2021年度）第1回（仮称）庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会
意見交換概要

開催日時	令和3年（2021年）11月19日（金）19：00～20：30		
開催場所	庄内さくら学園中学校 1階多目的室	傍聴者数	1人
出席者	委員	<p>【庄内小学校】金森委員、井本委員、北島委員、國見委員</p> <p>【野田小学校】溪口委員、谷口委員、児島委員、藤野委員</p> <p>【島田小学校】竹本委員、須賀委員</p> <p>【庄内さくら学園中学校】亀谷委員、増森委員、吉川委員、大坂委員</p>	
	事務局 その他	<p>【教育委員会事務局】</p> <p>岩元教育長、小野事務局長、道上教育監、中尾理事、藤崎主幹（計画担当）、 亀田課長補佐、上野係長、柘井</p> <p>【都市基盤部】相良主幹</p>	
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育長挨拶 2 出席委員紹介 3 「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」と開校準備委員会について 4 委員長、副委員長の選出 5 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）庄内さくら学園の検討状況について ・（仮称）庄内さくら学園の標準服の検討状況について ・（仮称）庄内さくら学園の通学路の検討状況について ・コミュニティ・スクールについて 6 その他 		
配布資料	<p>【資料1】（仮称）庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会設置要綱</p> <p>【資料2】（仮称）庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会 委員名簿</p> <p>【資料3】（仮称）庄内さくら学園の検討状況について</p> <p>【資料4】（仮称）庄内さくら学園ランドデザイン</p> <p>【資料5-1】（仮称）庄内さくら学園の「わたしたちの未来探求プロジェクト」・「独自教科庄内市民科SDGプログラム」</p> <p>【資料5-2】総合的な学習「未来探求プロジェクト」・独自教科「庄内市民科SDGプログラム」（概念案）</p> <p>【資料6】（仮称）庄内さくら学園の標準服について</p> <p>【資料7-1～3】（仮称）庄内さくら学園の通学路について</p> <p>【資料8-1】コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について</p> <p>【資料8-2】豊中市学校運営協議会規則</p> <p>【資料9】（仮称）庄内さくら学園のコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について</p> <p>【参考】リーフレット</p>		

1. 教育長挨拶

2. 出席委員紹介

3. 「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」と開校準備委員会について 事務局（資料1についての説明）

4. 委員長、副委員長の選出

委員長の選出について、設置要綱に基づき、委員の互選により、北島委員が選任されました。続いて、副委員長の選出について、同要綱に基づき、北島委員長の指名により、亀谷委員が選任されました。

5. 意見交換

○（仮称）庄内さくら学園の検討状況について

事務局（資料3～5-2についての説明）

（意見なし）

○（仮称）庄内さくら学園の標準服の検討状況について

事務局（資料6についての説明）

（意見なし）

○（仮称）庄内さくら学園の通学路の検討状況について

事務局（資料7-1～3についての説明）

委員

- ・（仮称）庄内さくら学園での集団登校はどのようになりますか。
- ・（仮称）庄内さくら学園ができると、児童生徒の人数も増えます。通学時の安全面が心配です。1～9年生の始業時間はどのようになるのでしょうか。

事務局

- ・集団登校につきましては、現在各小学校の保護者の方と相談しています。基本的には実施をしていくと聞いています。現在の6年生までなのか、4年生までとするのかは、今後議論されていきます。
- ・開始時刻につきましては、現在、検討しているところです。
- ・小学校で45分授業、中学校は50分授業と違いがありますが、異学年交流など同じ施設に1～9年生が在籍していることを活かせる時間割を検討していきます。

委員

- ・まずは、資料7-1の18番の信号の新設に向けて、検討を進めているということですが、ここに信号が新設されると、ここを通過して学校の南側から学校に通う児童・生徒が多くなります。
- ・学校の南側も歩道がある道ではありません。学校の敷地のところだけでも、歩道スペースを設けていただきたいが、検討状況はいかがですか。

事務局

- ・南側については、学校の用地を活用して、歩行者空間をとっていきます。

委員

- ・北側の7,8番について、北側の歩道の幅を広げて欲しいという意見について、難しいと考えられているようですが、学校側については、南側のように歩道は整備されるのでしょうか。

事務局

- ・(仮称)庄内さくら学園側の歩道は、十二分に確保していく予定です。

委員

- ・通学路については、不安しかありません。信号をつけても、たまりがないなどのスペースの課題があります。通学路の安全という面では、最低限歩道は確保いただきたいです。必ずつくっていただくか、歩道ができるまでは、警察や防犯と協力して、子どもたちを守っていただきたいです。できない限りは、学校を開校すべきではないと思います。

○コミュニティ・スクールについて

事務局 (資料8-1～9についての説明)

委員

- ・コミュニティ・スクールについて、数年前から文科省が各地で進めるということでの方針が明らかになっています。
- ・今年の4月に庄内さくら学園中学校に、(仮称)庄内さくら学園に関係する小中学校の全教職員が集まり、どんな学校にしていくかの決起集会を行いました。
- ・庄内地域の子どもたちは、人懐っこかったり、素直であったり、頑張ろうと思ったら最後までやり切る力があったりして、たくさん褒めるところがある一方で、こんなふうになって欲しいという課題もたくさんあり、この間、ずっと議論してきました。
- ・そんな課題を乗り越えられる子どもたちを育てていきたいと思っています。
- ・豊中市では、(仮称)庄内さくら学園がはじめての義務教育学校です。参加している教職員も義務教育学校の教職員を経験した方はほとんどいません。中学校の先生で小学生を教えたり、小学校の先生で中学生を指導したりという経験がないなかでのスタートだったので、小学校と中学校のいろいろな文化の違いも感じてきました。
- ・そんななかで、議論を重ねていき、子どもたちが、9年間の義務教育を終えるまでにどんな力が必要かということから、話をスタートさせてきました。
- ・学校ですので、国語や算数などの教科の授業はこれまでどおり行います。
- ・その上で、子どもたちにどんな力をつけて欲しいのかということを考えて、資料5-2をつくりました。
- ・まず、SDG1の自分を「みつめる・ひらく」です。SDGというのは、庄内・大好き・元気の頭文字からとりました。
- ・子どもたちが、自信を持ち、相手のことを受けとめ、人とやりとりをしながら一つの解決策をつくっ

ていける力をつけたいという想いです。例えば、日本の社会だけでなく、言語や文化など様々な違いがある外国の人とも、共通の課題認識を持ち、一緒に解決できるような、これからの世界に活躍できる人になって欲しいです。

- ・次に、SDG2の「ひろげる・つなぐ」です。
- ・現在も、小学生では、2年生が校区探検で公園巡りをします。3年生は、商店街。4年生は、消防や警察、図書館の施設をまわります。中学校では、2年生が、校区のいろいろな会社やお店にお世話になって職場体験をします。
- ・地域のなかで、子どもたちが様々な人に触れ合います。そのなかで、子どもたちが今の自分の状況や、自分が頑張らないといけないこと、あるいは将来こんなふうになっていきたいなといったことを考える子どもたちの学習を進め、深めるフィールドとして、地域をすごく大事にしたいと考えています。
- ・最後に、SDG3の「はたらく・そだつ・そだてる」です。
- ・小学校には、いろんな家庭状況を抱えた子どもがいます。
- ・親世代が子どもを育てるときにいろんな課題があり、子どもが学校に通いづらくなることがあります。しかし、それはその親もまたどのように育てられてきたのかという、連鎖の問題があります。
- ・しかし、どんな家庭であっても、子どもを育てること、人と関わること、自分が社会人になっていくことについて、願いのない家庭はありません。私たちはすべての子どもたちに学ぶ環境をつくってきたいという想いでこの3つ目の柱を考えました。
- ・これら3つの柱を実現しようと思い、例えばSDG1では、私たちは、大阪音楽大学や大阪大学、以前豊中市にお越しいただき演劇のワークショップを実施していただいた芸術文化観光専門職大学学長の平田オリザさんなど様々な方と打合せをしています。そのなかで、皆さんが口を揃えて、教科の力だけではなく、人と一緒に何か課題解決しながら物をつくっていく力、自分の存在は価値があるということがわかっている、そういう大人になって欲しいとおっしゃっています。そのために、彼らのお力を借りて、様々なワークを実施していきたいと考えています。
- ・繰り返しになりますが、2つ目の柱は、地域学習です。子どもたちが、自分に良いところがあると感じるためにも、「庄内は素敵なまちだ」というような地域の良さ、住んでいる街に誇りを持って欲しいと思っています。
- ・自信を持って、自分の生い立ちやふるさとを語れる子どもたちになって欲しいです。
- ・日々大変ななかでも、庄内地域で頑張っている人、仕事のやりがいやお客さんの笑顔が見たくて商売している人の話や経験を子どもたちに分かち合ってもらいたいと思っています。
- ・そのために、それができるための学校をつくりたいと思っています。
- ・三つ目の柱では、職場体験だけでなく、地域の保育所などで保育士さんと保育実習を行ったり、また社会には、様々な格差が存在するが、この格差をどう乗り越えて解決するために、どのような場をつくっていかないといけないのかを考える学習を進めたいと思っています。
- ・これらの取組みを実施するには、(仮称)庄内さくら学園の教職員の力だけでは、子どもたちに与えられる経験や学習は限られてしまいます。
- ・コミュニティとは、共同体です。
- ・子どもたちが地域へかけていって学ぶ経験、地域の人たちが学校に入ってきて教えてもらう、(仮称)庄内さくら学園をそういう学校にしたいと思っています。
- ・だからこそ、これまでの学校みたいに敷居を高くするものではありません。

- ・既に多くの小学校で、調理実習やミシンの授業で、地域の方に協力をいただいています。
- ・これからは、もっといろんな大人が「働くことについて」や「まちの良いところについて」など子どもたちに話してくれるような学校にしていきたいなと思っています。
- ・そんななかで、家庭環境に関わらず、子どもたちが地域に育てられるっていう実感を持って、いろんな大人が自分を見てくれたと思い返せるような学校になって欲しいです。もっと欲張って言うと、これは10年先になるかもしれませんが、子どもたちのそういう学習が、地域の人たちを育てていく、まちを育てていくことになればいいなと考えています。
- ・職場体験が始まったときに、地域の事業者が、子どもたちに何をさせようか、どんなことを見てもらって、会社の誇れることは何なのかを受け入れるにあたって、たくさん話し合い、会社がすごく活性化したと言われました。
- ・大人も子どもたちと同様、誰かに見られていると背伸びして頑張ったりします。
- ・子どもたちを軸に、子どもも大人も頑張るような相乗効果が生まれるコミュニティ・スクールにしていきたいと思っています。
- ・そのために、今後、PTAや地域のいろんな団体、OB・OGなどいろんな方が集まれるような、そういう議論ができる場所をつくり、(仮称)庄内さくら学園のコミュニティ・スクールはどのようなものにしていくのか、ぜひ皆さまの力や知恵を貸していただきながら、つくっていければというふうに思っています。
- ・そのことで、先生たちの意識も、ずっとバージョンアップしていきます。
- ・今までにない学校をつくるということだと思いますので、その夢の実現に向けて力をお貸しください。

委員

- ・コミュニティ・スクールについては、まだ地域の方は認識をしていないため、必要であるとも思っていないです。
- ・こちらが求めているにも関わらず、コミュニティ・スクールをつくるから、意見を言えというやり方は、おかしいと思います。
- ・先ほどの委員のように、こんな学校をつくりたいから協力して欲しいということであれば、地域はいくらでも協力します。
- ・教育委員会として、アプローチを間違えると、最初のボタンが掛け違いになってしまい、上手く進みません。
- ・開校まで、1年半という時期に、いろんなことを盛り込みすぎではないでしょうか。

事務局

- ・これまで新しい学校の中身について、地域にまったくお伝えできていないまま本日を迎えています。今後、説明会の前には、新しくできる学校の中身なども含めて丁寧に地域を回っていきますので、よろしく願いいたします。

委員

- ・(仮称)庄内さくら学園が開校した時に、地域が使える施設の場所をどのように考えているのでしょうか。

事務局

- ・(仮称)庄内さくら学園には、公民分館の物品を置くスペースはありません。また、現在、地域団体を所管している担当課と協議をしています。学校再編後の地域団体の単位のあり方や活動の場所、倉庫の問題など、まだ整理しきれない状況です。今後、担当課を含めて、ご説明できるようにしてまいります。

委員

- ・(仮称)庄内さくら学園が開校した時に、PTAはどうなるのでしょうか。また、豊中市のPTAの会合にどのように参加していくのでしょうか。教育委員会からも他市事例など参考になるものを提供して欲しいです。

事務局

- ・担当課から他市状況の説明をしていただいていると伺っていますので、それらをふまえて(仮称)庄内さくら学園としてのPTAのあり方を検討いただければと考えています。

6. その他

委員長

- ・次回以降の予定や連絡など事務局から説明いただきたい。

事務局

- ・次回の開校準備委員会は2月ごろを予定している。コロナ感染拡大の状況により延期する場合もあるが、日程が決まり次第、ご連絡させていただく。

(以上)

令和3年(2021年)11月19日(金)
庄内さくら学園中学校多目的室
19時～20時30分

令和3年度(2021年度) 第1回(仮称)庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会

次 第

- 1 教育長挨拶
- 2 出席委員紹介
- 3 「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」と開校準備委員会について
- 4 委員長、副委員長の選出
- 5 意見交換
 - ・(仮称)庄内さくら学園の検討状況について
 - ・(仮称)庄内さくら学園の標準服の検討状況について
 - ・(仮称)庄内さくら学園の通学路の検討状況について
 - ・コミュニティ・スクールについて
- 6 その他

配付資料

- 【資料1】(仮称)庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会設置要綱
- 【資料2】(仮称)庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会 委員名簿
- 【資料3】(仮称)庄内さくら学園の検討状況について
- 【資料4】(仮称)庄内さくら学園ランドデザイン
- 【資料5-1】(仮称)庄内さくら学園の「わたしたちの未来探求プロジェクト」・「独自教科庄内市民科SDGプログラム」
- 【資料5-2】総合的な学習「未来探求プロジェクト」・独自教科「庄内市民科SDGプログラム」(概念案)
- 【資料6】(仮称)庄内さくら学園の標準服について
- 【資料7-1～3】(仮称)庄内さくら学園の通学路について
- 【資料8-1】コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について
- 【資料8-2】豊中市学校運営協議会規則
- 【資料9】(仮称)庄内さくら学園のコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について
- 【参考】リーフレット

(仮称) 庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 庄内地域における「魅力ある学校」づくり計画（平成29年（2017年）8月22日策定）に基づく学校再編の対象となる小・中学校の関係者等が連携・協力し、新たな学校の開校に向けた諸課題について意見交換を行い、もって当該開校の円滑な準備に資するため、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、(仮称) 庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(準備委員会)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 校名、校歌、校章、校旗、標準服等に関すること。
- (2) 登下校の安全に関すること。
- (3) 施設に関すること。
- (4) 式典行事等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庄内さくら学園中学校及び(仮称) 庄内さくら学園の開校について教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(構成等)

第3条 準備委員会は、委員50人以内で構成する。

2 準備委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから毎年度教育委員会が指名し、又は依頼する。

- (1) 庄内小学校、野田小学校、島田小学校及び庄内さくら学園中学校の校長
 - (2) 前号に掲げる学校の校長が推薦する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- 3 準備委員会に、委員長及び副委員長を置く。
 - 4 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
 - 5 委員長は、準備委員会を主宰する。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見等を聴くことができる。
- 3 会議は、原則として公開とする。
- 4 会議の傍聴及び会議録について必要な事項は、豊中市教育長（以下「教育長」という。）

が別に定める。

- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(事務局)

第5条 準備委員会の事務局を、豊中市教育委員会事務局学校教育課に置く。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年(2018年)4月25日から実施する。
- 2 この要綱の実施後最初に招集される準備委員会その他委員長の職務を行う者が不在の場合における準備委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員長の職務は、豊中市教育委員会事務局教育監が行う。
- 3 この要綱は、(仮称)庄内さくら学園が開校した日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月3日から実施する。

令和3年度(2021年度)

(仮称)庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会 委員名簿

学校区	名前	学校区	名前
庄内小学校	○金森 昭憲	庄内さくら学園中	○亀谷 智
	北島 孝昭		増森 兆
	井本 博一		吉川 力
	國見 将司		吉田 宣弘
野田小学校	○溪口 雅也	(敬称略)	
	谷口 富男		
	児島 政俊		
	藤野 陽子		
島田小学校	○竹本 和哉	令和3年(2021年)11月19日現在 ○は学校長	
	須賀 由子		
	米田 信博		
	中尾 好宣		

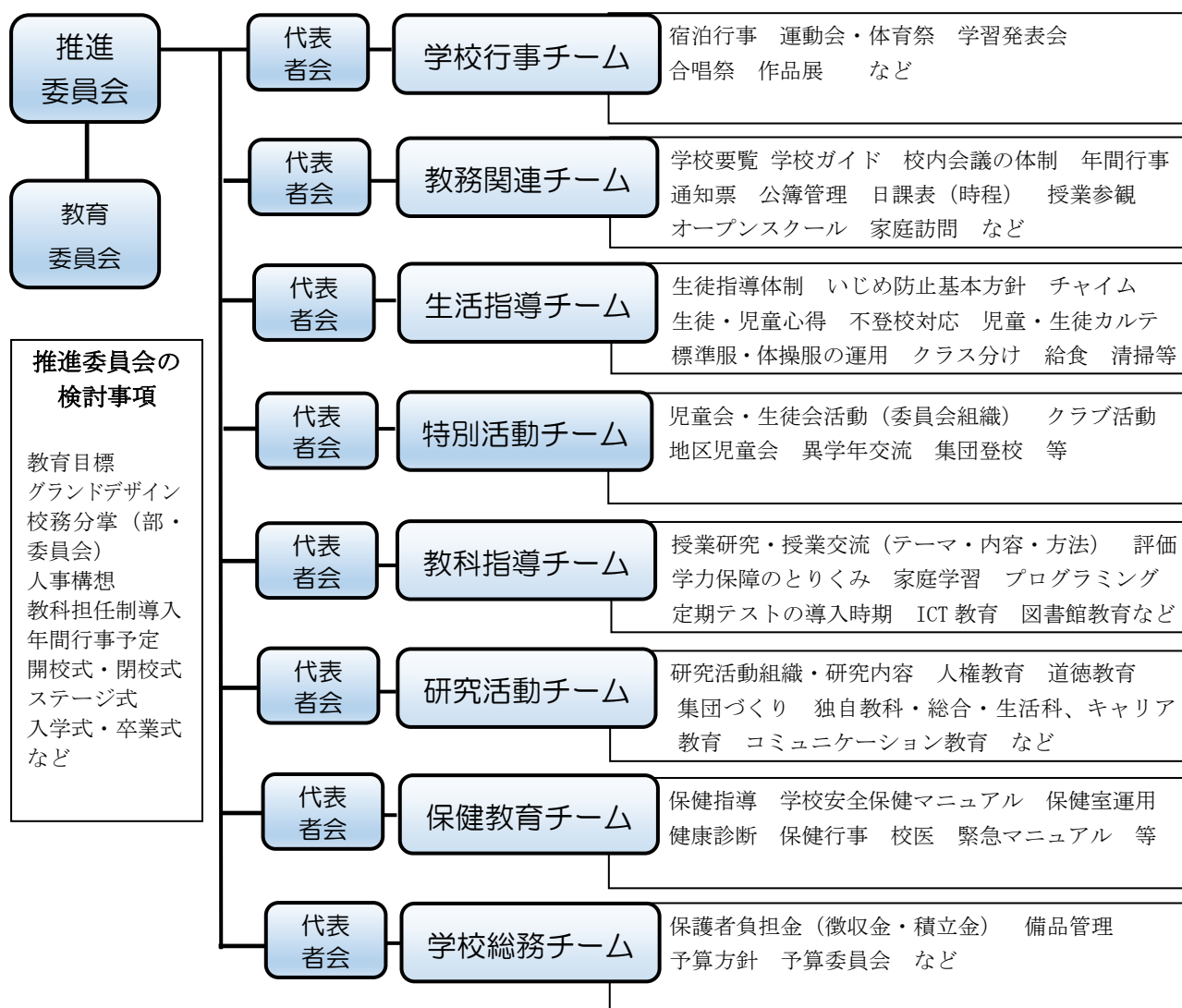
（仮称）庄内さくら学園の検討状況について

＜検討組織について＞

- ・庄内さくら学園中学校、庄内小学校、野田小学校、島田小学校の全教職員がいずれかの検討チームに所属する。

＜組織体制＞

- ①推進委員会 : 各チームの提案について交通整理・吟味 スケジュール管理等（月 1, 2 回）
- ②チーム代表者会 : チームごとに各校の代表と推進委員会の担当者と構成（月 1 回程度）
検討内容・優先順位（スケジュール）・分担・提案内容の修正等
- ③チーム会議 : 担当項目について原案作り 各校への提案・意見集約・修正等（年 6 回程度）
- ④全体会 : チーム会議の内容交流 全体での検討事項の確認 全体研修 授業研究の交流等
- ⑤教育委員会 : 推進会議に参加するとともに、必要に応じてチーム会議にも参加する。



＜今年度の決定事項＞

(1) グランドデザインについて
資料 4 をご覧ください。

(2) 4-3-2 制の特色について
①ステージ式

	時期	内容
第1ステージ 修了式	4年生	第1ステージを終えるにあたって、 自分に「つながる」家族や仲間、大人とのつながりから学んだ ことや感謝の気持ちを発表し、 次のステージへの決意を表明する。
第2ステージ 修了式	7年生	第2ステージを終えるにあたって、 これまで「学び」を振り返り、これから自分自身の課題や目標 を明確にして、 次のステージで主体的に学んでいく決意を表明する。
第3ステージ 修了式 (卒業式)	9年生	第3ステージ（義務教育課程）を終えるにあたって、 義務教育学校で学んできたことのまとめと自分自身の将来・未 来についての希望と決意を表明する。

②時間割

第 2 ステージの 5 年生から 50 分授業の導入

③宿泊行事

宿泊行事を各ステージの「まとめ」として位置づける

9年生：沖縄平和学習＋自然体験＋仲間づくり・思い出づくり

7年生：広島平和学習＋自然体験＋仲間づくり（第3ステージへの決意確認）

（6年生の社会で歴史・公民を学習し、総合で平和学習を膨らませるカリキュラムを実施する）

4年生：自然体験＋仲間づくり（第2ステージへの決意確認）

④児童・生徒会

- ・4年生が授業内で委員会活動

- ・4年生の一部生徒（代表）は、「児童生徒活動」に定期的に参加

- ・5～9年生で児童生徒会活動（各学年の代表が参加）

（参考：現状）

- ・5、6年生が授業内に委員会活動（※島田小学校は4年生から）

- ・7～9年生が生徒会活動（各学年の代表が参加）

(3) 特色ある教育カリキュラムについて

- ・独自教科の検討状況 資料 5 をご覧ください。



庄内さくら学園 グランドデザイン 2023

【学校教育目標】

自ら考え、行動し、仲間とともに豊かな社会をつくる子どもを育てる

めざす学園像

- 子どもを主役とした創意あふれる学校
- 地域とともに育ち、地域をつくる学校
- 子どもたちが助け合い、ともに育ちあう学校

めざす子ども像

- ・社会のルールや規律を大切にし、誰もが安心できるつながりを大切にする子ども
- ・自分の良さに気づくとともに、互いを認め合い行動できる豊かな人権感覚をもった子ども
- ・自ら進んで学び、主体的に考え、判断し、自分を表現できる子ども
- ・様々な人との出会いを大切に多様な生き方を学び、自らの生き方を見つめる子ども
- ・規則正しい生活習慣を身につけ、社会生活に必要な健やかな体をつくろうとする子ども
- ・自らの将来に希望をもって自らの生き方・働き方（キャリア）をつくろうとする子ども

めざす教職員像

- 子どもに寄り添い、きめ細やかに指導する教職員
- 目標に向かって意欲的に研究し、協働する教職員
- 全ての子どもの学びと育ちを支援する教職員

めざす子ども像の実現に向けて、子どもたちに「3つの力」を段階的に育成します

つながる力 自らを深く見つめ、多様な仲間とつながる力	まなぶ力 仲間とともに、粘り強く意志をもって学び続ける力	つくる力 自らの将来を見つめ、よい社会をつくろうとする力
◆ 様々な人や生き方との出会いを通して、自らの生き方を深く見つめ直す力	○ 仲間とともに、学ぶ喜びを実感し、協働して課題解決に向かう力	◆ 仲間とのつながりと学んだことを活かし、よりよい社会づくりについて考え、行動できる力
第3ステージ(8-9年生)		
◆ 仲間とともにものごとを実現する喜びを感じる力 ◆ 自他の違いを認め仲間を大切にできる人権意識と実践力	○ 自ら考え、判断し、ねらいを持って表現する力 ○ 対話を通して、自らの学びや生き方を深く考える力	◆ 集団や社会の一員として責任をもって行動する力 ◆ 仲間と協働した行事や自治活動をとおし、学校づくりに主体的に参画する力
第2ステージ(5-7年生)		
◆ 自分の良さに気づき、気持ちや考えを表現できる力	○ 基礎基本の習得を通して、わかることの喜びを実感できる力	◆ 将来の暮らしを支える基本的な生活習慣をつくる力
第1ステージ(1-4年生)		

「3つの力」を育成ために、重点課題のもとに具体的な教育活動を企画・実施していきます

(具体的な教育活動については、今後の検討の中で追加・変更される場合があります)

【重点課題】	【重点課題】	【重点課題】
<ul style="list-style-type: none"> ● 一人一人が安心して、安全に過ごすことのできる温かい集団をつくる。 ● 自他の良さを認め、自尊感情、自己肯定感を高めるとりくみをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対話を大切にした主体的な学びを促す授業をつくる。 ● 基礎基本の定着をめざし、学びをあきらめない学習システムと学習集団をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 他者との協働する経験を大切に、ともに課題を解決する機会をつくる。 ● 生き方のモデルに出会い、自らの生き方を見つめ、将来展望を持つ機会をつくる。
<ul style="list-style-type: none"> 多様な異学年交流・校種間交流 多様な共生教育の実施 4-3-2 制を活かした行事運営 全員喫食による食育の充実 5年からの合同クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> 1年生から AET による英語教育 社会の変化に対応した情報活用能力の育成 5年生から教科担任制導入 非認知スキルの向上 家庭学習支援 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会・生徒会の自主活動 9年間にわたるキャリア教育 わたしの未来探求プロジェクト 大阪音楽大学との連携授業 平和教育・人権教育の充実

地域・福祉機関と協働し、子どもたちの学びと育ちを総合的に支援するシステムを構築します

<p>【学び合い高め合う教職員集団】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の研究活動の充実 校内研究の積極的な発信 	<p>【地域に根差したコミュニティスクール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域と協働した見守り活動 学校ボランティアの充実 	<p>【関係機関と連携した福祉的システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南部コラボセンターとの連携 子育て支援活動との連携
---	--	--



庄内さくら学園 「わたしたちの未来探求プロジェクト」・「独自教科 庄内市民科 SDG プログラム」
(生活科・総合的な学習の時間・独自教科の全体計画)

【学校教育目標】

自ら考え、行動し、仲間とともに豊かな社会をつくる子どもを育てる

「わたしの未来探求プロジェクト」「独自教科 庄内市民科 SDG プログラム」の目標

自分と地域（ひと・もの・こと）との関わりについて探究活動を通して、総合的に追究する方法を身に付け、多様なひとやものとの出会いを通して、課題を主体的に見出し、仲間と協力して解決する力を育むとともに、未来を展望し自らのありかたや生き方を見つけ、社会に主体的に参画しようとする態度や技能を育成する。

1. 探求的な学習の過程で、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題を明確にし、探求的な学習の大切さを実感する。(まなぶ力)
2. 社会や実生活を深く知ることで、自らが課題を見つけ、様々な情報を収集・分析し、さらに自分なりにまとめ、表現できる姿勢を培う。(つくる力)
3. 探求的な学習に異なる多様な人との交流・協働を通して、自分や仲間のよさを見出しながら、主体的に社会に参画しようとする態度を養う。(つながる力)

保護者のねがい

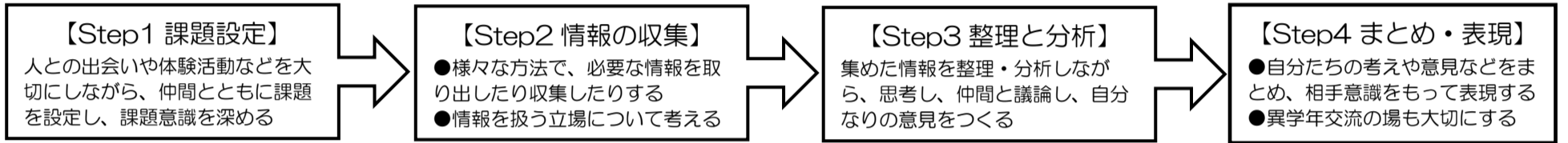
- 思いやりや優しさのある人とのつながり
- 学ぶ意欲と学習習慣の確立
- 自分のよさを活かした生き方・働き方をみつけ、それに向かってあきらめず、努力する力

地域社会のねがい

- 未来の地域社会の担い手として、地域の課題と「よさ」を知ってほしい
- 豊かな人間性を持ち、地域に輝く存在として、未来の街づくりに主体的に参画してほしい

- 子どもたちにかける願い
- 社会ルールを大切にし、人への優しさを大切に子ども
 - 自他のよさに気付き、認め合い共生社会をつくらうとする人権感覚を持つ子ども
 - 自ら学び、考え、表現できる子ども
 - 出会いから素直に学び、自分を見つめる力のある子ども
 - 将来に希望を持ち、自らの生き方や働き方をつくらうとする子ども

「わたしたちの未来探求プロジェクト」・「独自教科：庄内市民科 SDG プログラム」の手法と内容



どのプログラムにもStep1~4の活動が工夫され、9年間にわたる系統的にらせん的な学びを生み出す
それぞれのStepでは、「学ぶ力」「つながる力」「つくる力」を高めていく

学年	主なテーマ（探求課題）	探求課題にとりくむことを通して、子どもたちに育みたい資質・能力		
		知識・技能など	思考力・判断力・表現力など	学びにむかう姿勢・人権教育など
1年	◆学校探検 ◆学校で働く人 お家の仕事 *アサガオの栽培観察 *幼稚園保育所との交流	○友だちや対象と関わるなかで、新たに生まれた思いや願い、疑問などをとに新たな活動を見出す。 ○自分のこだわりや持ち味について気づく。	○活動を通して生まれた思いや願い、気付きなどを自分なりの方法（文、絵、図など）で表現する。 ○表現することで、自らの気付きを深める。 ○自分の思いや願い、気付きなどを、相手を意識して、表現方法を考える。	○伝えあう活動で生まれた対象への思いや願い、新たな気づき、友だちの良さなどについて深く見つめる。 ○自分の成長に気づき、今後の成長への願いをもって、生活を豊かにしていこうとする。
2年	◆校区探検① ◆誕生学（生まれた時のこと） *おもちゃまつり *むかしの遊び	○共通の課題を把握し、対象についての自分の思いや願い、見方・考え方などについて見つめる。 ○友だちや対象と関わるなかで、新たに生まれた思いや願い、疑問などをとに新たな課題を見出す。 ○自分のこだわりや問題意識の傾向などについて見つめる。	○自分の生活や身近な地域の中から問いを見出し、思いや願いをもとに課題を設定する。 ○目的に応じて手段を選択し、情報を収集・蓄積する。 ○自分の伝えたいことを明確にし、表現方法を工夫しながらまとめ、相手に伝える。	○語り合う中で生まれた対象への思いや願い、新たな気づき、友だちの考えや良さについて深く見つめる。 ○自分の成長や追究することで得た見方・考え方を、今後の自分の身近な生活の中に活かしていこうとする。
3年	◆校区探検②～まちで働く人々 ◆音楽WS（音大） *むかしのくらし ●障害児教育バリアフリーのまち	○課題解決のために必要な情報や見方・考え方をもち対象や友だちに関わろうとする。 ○友だちや対象と関わるなかで、新たに生まれた思いや願い、疑問などをとに、新たな課題を見出す。 ○自分の身近な生活の中より広い社会における問題を課題へ結びつける。	○見通しをもって価値ある課題を自分でたて、多様な出会いを通して、解決の方法や手順を考える。 ○目的に応じて手段を選択・工夫し、情報を収集するとともに、見通しをもって蓄積する。 ○自分の意見や立場を明確にし、相手や目的に応じて、わかりやすく表現する。	○語り合うなかで生まれた対象への思いや願い、新たな気づき、友だちの見方・考え方の良さなどについて深く見つめる。 ○自分の成長や追究することで得た見方・考え方を、今後の自分の身近な生活や社会のために活かしていこうとする。
4年	◆環境教育（緑のカーテン） ◆演劇WS・ミュージカルWS ◆まち探検①（地域防災・大学訪問） ●二分の一人式・男女共生教育	○課題解決のために必要な情報や見方・考え方をもち対象や友だちに関わろうとする。 ○友だちや対象と関わるなかで、新たに生まれた思いや願い、疑問などをとに、新たな課題を見出す。 ○自分の身近な生活の中より広い社会における問題を課題へ結びつける。	○見通しをもって価値ある課題を自分でたて、多様な出会いを通して、解決の方法や手順を考える。 ○目的に応じて手段を選択・工夫し、情報を収集するとともに、見通しをもって蓄積する。 ○自分の意見や立場を明確にし、相手や目的に応じて、わかりやすく表現する。	○語り合うなかで生まれた対象への思いや願い、新たな気づき、友だちの見方・考え方の良さなどについて深く見つめる。 ○自分の成長や追究することで得た見方・考え方を、今後の自分の身近な生活や社会のために活かしていこうとする。
5年	◆まち探検②（豊中市で働く人々） ◆世界を舞台に働く人々 食育（コメ作り・くらしと食べ物） ●多文化共生教育 ●音楽WS	○課題解決のために必要な情報や見方・考え方をもち対象や友だちに関わろうとする。 ○友だちや対象と関わるなかで、新たに生まれた思いや願い、疑問などをとに、新たな課題を見出す。 ○自分の身近な生活の中より広い社会における問題を課題へ結びつける。	○見通しをもって価値ある課題を自分でたて、多様な出会いを通して、解決の方法や手順を考える。 ○目的に応じて手段を選択・工夫し、情報を収集するとともに、見通しをもって蓄積する。 ○自分の意見や立場を明確にし、相手や目的に応じて、わかりやすく表現する。	○語り合うなかで生まれた対象への思いや願い、新たな気づき、友だちの見方・考え方の良さなどについて深く見つめる。 ○自分の成長や追究することで得た見方・考え方を、今後の自分の身近な生活や社会のために活かしていこうとする。
6年	◆庄内で起業してみよう *職人・名人の技にふれる ◆ミュージカルWS ●広島平和学習 ●部落問題学習	○課題解決のために必要な情報や見方・考え方をもち対象や友だちに関わろうとする。 ○友だちや対象と関わるなかで、新たに生まれた思いや願い、疑問などをとに、新たな課題を見出す。 ○自分の身近な生活の中より広い社会における問題を課題へ結びつける。	○見通しをもって価値ある課題を自分でたて、多様な出会いを通して、解決の方法や手順を考える。 ○目的に応じて手段を選択・工夫し、情報を収集するとともに、見通しをもって蓄積する。 ○自分の意見や立場を明確にし、相手や目的に応じて、わかりやすく表現する。	○語り合うなかで生まれた対象への思いや願い、新たな気づき、友だちの見方・考え方の良さなどについて深く見つめる。 ○自分の成長や追究することで得た見方・考え方を、今後の自分の身近な生活や社会のために活かしていこうとする。
7年	*広島修学旅行 ◆演劇WS ◆合唱WS ◆庄内タウン誌を発行しよう ◆保育体験実習	○課題解決のために必要な情報や見方・考え方をもち対象や友だちに関わろうとする。 ○友だちや対象と関わるなかで、新たに生まれた思いや願い、疑問などをとに、新たな課題を見出す。 ○自分の身近な生活の中より広い社会における問題を課題へ結びつける。	○見通しをもって価値ある課題を自分でたて、多様な出会いを通して、解決の方法や手順を考える。 ○目的に応じて手段を選択・工夫し、情報を収集するとともに、見通しをもって蓄積する。 ○自分の意見や立場を明確にし、相手や目的に応じて、わかりやすく表現する。	○語り合うなかで生まれた対象への思いや願い、新たな気づき、友だちの見方・考え方の良さなどについて深く見つめる。 ○自分の成長や追究することで得た見方・考え方を、今後の自分の身近な生活や社会のために活かしていこうとする。
8年	◆職場体験 労働者の権利と義務 ◆ミュージカルWS ◆まち探検③ ●沖縄平和教育	○課題解決のために必要な情報や見方・考え方をもち対象や友だちに関わろうとする。 ○友だちや対象と関わるなかで、新たに生まれた思いや願い、疑問などをとに、新たな課題を見出す。 ○自分の身近な生活の中より広い社会における問題を課題へ結びつける。	○見通しをもって価値ある課題を自分でたて、多様な出会いを通して、解決の方法や手順を考える。 ○目的に応じて手段を選択・工夫し、情報を収集するとともに、見通しをもって蓄積する。 ○自分の意見や立場を明確にし、相手や目的に応じて、わかりやすく表現する。	○語り合うなかで生まれた対象への思いや願い、新たな気づき、友だちの見方・考え方の良さなどについて深く見つめる。 ○自分の成長や追究することで得た見方・考え方を、今後の自分の身近な生活や社会のために活かしていこうとする。
9年	◆卒業に向けて 進路を定める ◆反貧困学習と福祉制度 *メディアリテラシー ●沖縄平和学習	○課題解決のために必要な情報や見方・考え方をもち対象や友だちに関わろうとする。 ○友だちや対象と関わるなかで、新たに生まれた思いや願い、疑問などをとに、新たな課題を見出す。 ○自分の身近な生活の中より広い社会における問題を課題へ結びつける。	○見通しをもって価値ある課題を自分でたて、多様な出会いを通して、解決の方法や手順を考える。 ○目的に応じて手段を選択・工夫し、情報を収集するとともに、見通しをもって蓄積する。 ○自分の意見や立場を明確にし、相手や目的に応じて、わかりやすく表現する。	○語り合うなかで生まれた対象への思いや願い、新たな気づき、友だちの見方・考え方の良さなどについて深く見つめる。 ○自分の成長や追究することで得た見方・考え方を、今後の自分の身近な生活や社会のために活かしていこうとする。

学習活動	指導方法	指導体制	学習の評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と子どもの実態、家庭の願いをふまえ、多様な探究活動を設定。 ● 多様な人や生き方との出会いを大切にし、生き方のモデルを持つ。 ● 多様な他者・仲間と協働しながら、解決すべき探求課題に向かって主体的にとりくむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人とのあいと体験的な活動を大切にする。 ● 教科との関連を大切にし、9年間の系統的な指導に努める。 ● 学習内容は、人権教育やSDGsを視野に入れ、持続可能な豊かな社会について学ぶ機会を取り入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティスクールに取組み、地域教育の核として、地域ボランティア、大阪音楽大、南部コラボセンター等との連携を積極的に活用する。 ● 全教職員による協働した指導体制、研究体制により9年間の系統性を意識したとりくみをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● キャリアパスポートやポートフォリオ等を活用し、子どもたちの学びに対応した評価の充実を図る。 ● 様々な表現の機会（イベント、発表会や報告会の企画など）を利用した多面的な評価をとり入れる。

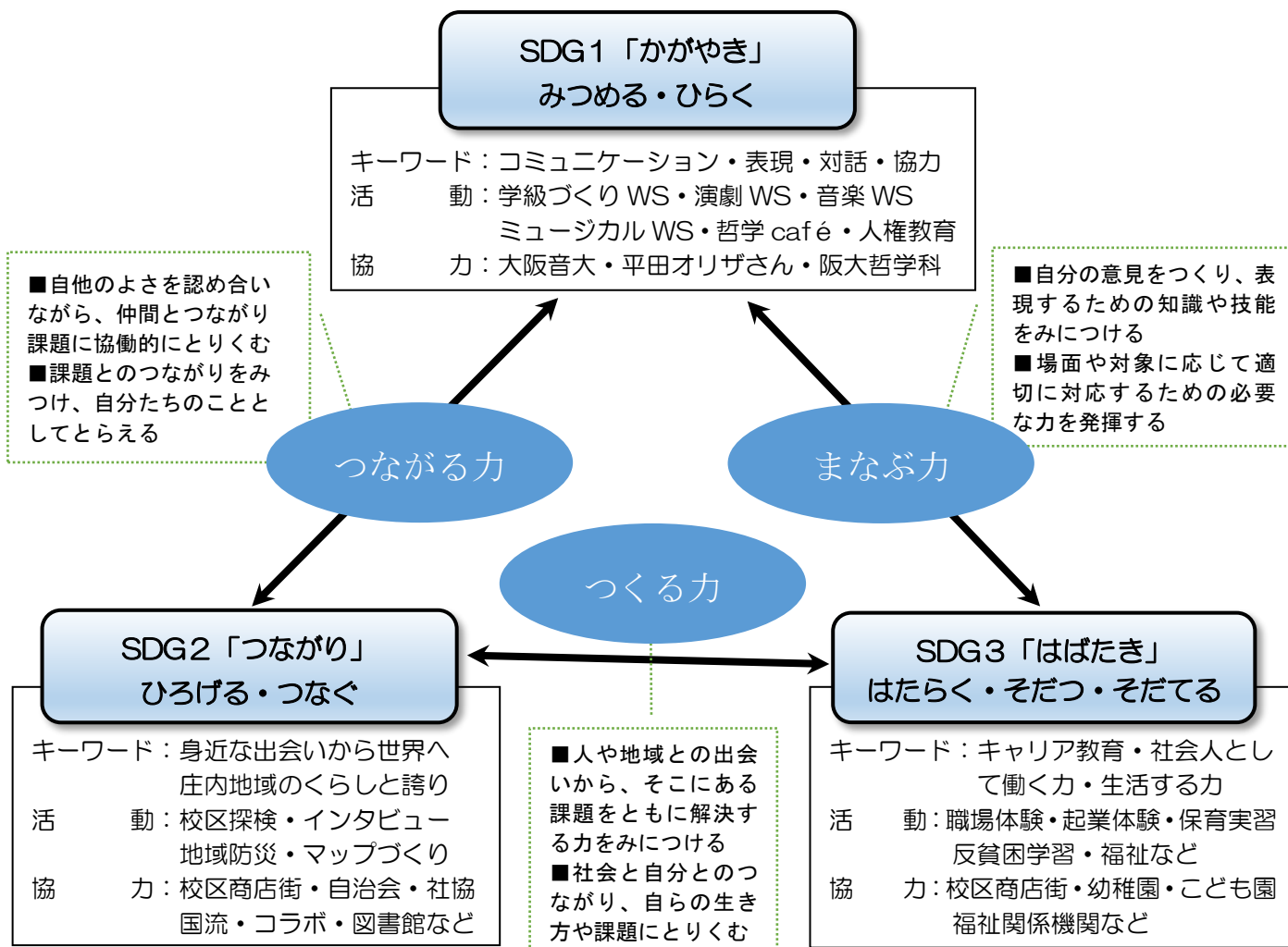
総合的な学習「未来探求プロジェクト」・独自教科「庄内市民科 SDG プログラム」(概念案)

子どもたちにかける願い

- 社会ルールを大切にし、人への優しさを大切にする子ども
- 自他のよさに気づき、認め合い共生社会をつくろうとする人権感覚を持つ子ども
- 自ら学び、考え、表現できる子ども
- 出会いから素直に学び、自分を見つめる力のある子ども
- 将来に希望を持ち、自らの生き方や働き方をつくろうとする子ども

総合的な学習「わたしたちの未来探求プロジェクト」と独自教科「庄内市民科 SDG プログラム」について

- 庄内さくら学園の生活科、総合的な学習の時間「わたしたちの未来探求プロジェクト」と連動させながら特に系統的に学ぶ独自教科「庄内市民科 SDG (庄内・大好き・元気) プロジェクト」を組み立てていく。
- 総合的な学習や独自教科が取り扱う内容を、子どもたちのニーズから、
「SDG1 (自らの生き方を) みつめる・ひらく」
「SDG2 (庄内から世界へ) ひろげる・つなぐ」
「SDG3 (社会の一員として) はたらく・そだつ・そだてる」
の3領域に整理し、開校に向けてSDG1から段階的に具体化していきたい。
- プログラムの展開にあたっては、地域社会(庄内地域)だけでなく、豊中市の様々な「強み」を最大限に生かしたものとし、学校と地域・社会が協働して子どもたちの学びを支援する視点を大切にしたい。



(仮称) 庄内さくら学園の標準服の検討状況について

1. これまでに決まったこと

<標準服を着用する学年等について>

4-3-2 制の指導区分を踏まえ、第 2 ステージに上がるという意識づけをするため、下記の通り 5 年生からの着用とする方針です。

◆ 1～4 年生⇒自由服

◆ 5・6 年生⇒上衣：自由服、ボトムス：標準服のズボン・スカート

◆ 7～9 年生⇒【夏】上衣：白のカッターシャツ（白のポロシャツ可）、ボトムス：標準服のズボン・スカート

【冬】上衣：標準服のブレザー・白のカッターシャツ、ボトムス：標準服のズボン・スカート

2. 検討事項

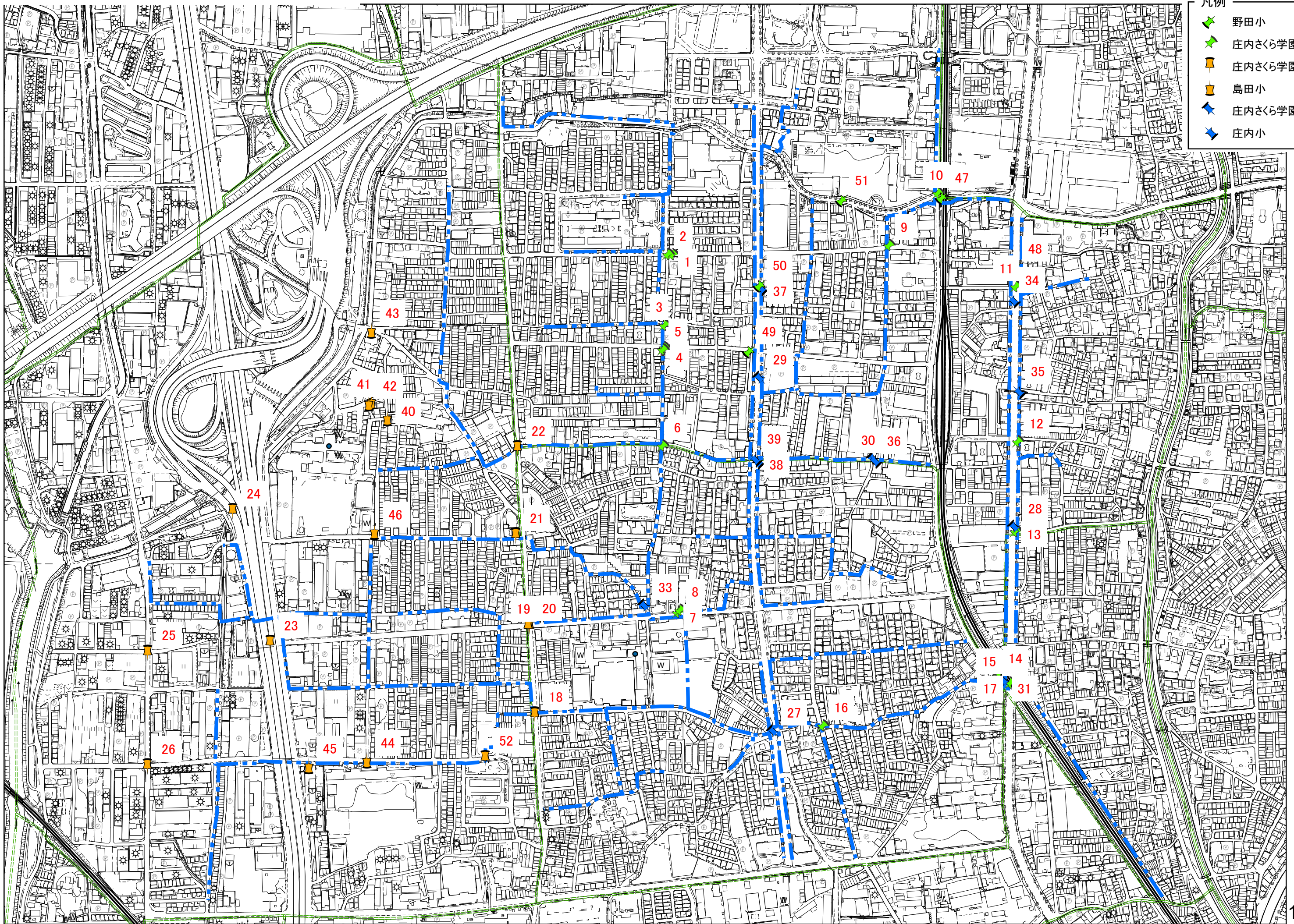
<5・6 年生の標準服の運用について>

- ・ハーフパンツの導入について

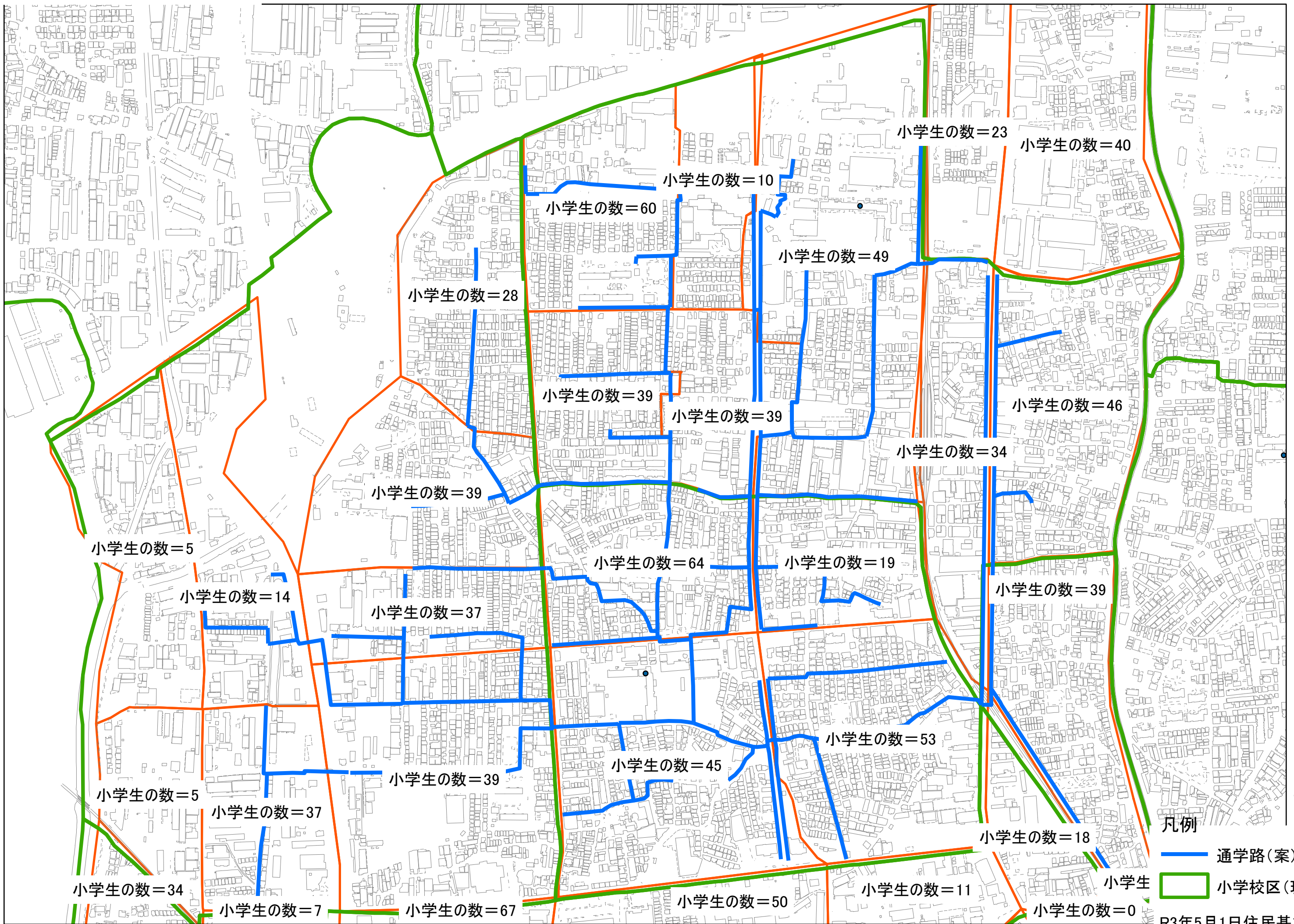
(配慮事項)

- ・5 年生から標準服を導入することで買い替えが生じる可能性があるため、経済的な負担を考慮する必要がある。

- 凡例
- 野田小
 - 庄内さくら学園(野田小)
 - 庄内さくら学園(島田小)
 - 島田小
 - 庄内さくら学園(庄内小)
 - 庄内小



～各ブロックの小学生数～



1/5,500

Index	気になるところ	現在の検討状況（案）
1	横断歩道を書き直して欲しい。	横断歩道を明確にするよう（警察へ要請）
2	横断歩道を書き直して欲しい。	
3	植栽を撤去し、歩路の幅員を広げて欲しい。	庄内地区まちづくり協議会と協議し整備した経過もあり、現状の整備となっていることから、今後の地域での議論のほか、整備コスト、整備後の自転車が流入すること等のデメリットなども踏まえ、長期的には検討を進める一方、短期的には、見通しがよくなるよう植栽の剪定を行う
4	横断歩道を明確に整備して欲しい。	横断歩道を明確にするよう（警察へ要請）
5	植栽を撤去し、歩路の幅員を広げて欲しい。	庄内地区まちづくり協議会と協議し整備した経過もあり、現状の整備となっていることから、今後の地域での議論のほか、整備コスト、整備後の自転車が流入すること等のデメリットなども踏まえ、長期的には検討を進める一方、短期的には、見通しがよくなるよう植栽の剪定を行う
6	スクーゾーン等の通学路だということを標示がほしい	何らかの表示ができるよう検討したい
7	新設されるあいさつロードに直結する信号機を設置してほしい。要望箇所西側60mに信号機有り。東側15mに横断歩道有り。	信号の増設は困難だが、現状のあいさつロード前の信号が設置された経過などをまずは調査したうえで、移設の可能性や必要性について検討したい。
8	公園部分以外の歩道の幅を広げて欲しい。	対応は困難。私道だが安全なルートを選択、通行については、地域への打診は市教育委員会から行う もしくは、庄内西町3交差点を渡り、庄内中央線南側の歩道を通行し、学校へ入るルートへの分散も図って対応する
9	横断歩道を設置して欲しい。	道路の構造上、横断歩道を設置することができない 看板等注意喚起で対応する
10	廃校後の歩行者空間を現状のままとして欲しい。	都市経営部と都市基盤部とで今後対応を協議する
11	信号・交差点もあるが、スクールゾーンなどの表記で注意喚起ができないか。	スクールゾーンの表記は学校から半径500m圏域であり、区域外であるため表示は難しいが、看板設置などで対応する

Index	気になるところ	現在の検討状況（案）
12	登校時、駅から176号線へ出てきた向きに出勤する人がとても多いので、何か対策をしてほしい	有効な対応方法がない (学校での注意喚起)
13	フェンス囲いの部分の整備とスクールゾーンなどの表記で注意喚起ができないか。	フェンス囲いの部分は物件の整理がつき次第、適正な状態へ対応する。スクールゾーン表記は困難なため、何らかの表示ができるよう検討したい。
28	フェンス囲いの部分の整備とスクールゾーンなどの表記で注意喚起ができないか。	
14	牛井店の前の部分に歩道がない。白線引きされているが、サインその他現状より安全対策は講じられないか。	現状の対応以上は困難だが、何らかの対応を検討していく。警察へ監視強化を要望してみる
15		
17		
31		
32		
16	横断歩道を設置して欲しい。	道路の構造上、横断歩道を設置することができない
18	信号機を設置してほしい。	警察と設置に向け協議していく
19	歩道を拡幅して欲しい。	短期的に対応は困難であり、中長期的な対応を検討
20	歩道を設置してほしい。	短期的に対応は困難であり、中長期的な対応を検討
21	信号機を設置してほしい	短期的に対応は困難であり、中長期的な対応を検討
22	信号機を設置してほしい	短期的に対応は困難であり、中長期的な対応を検討
23	信号の周期が早い。渡り切れないので改善して欲しい。	信号の周期延長を要請していく
24	トンネル内に街路灯はあるが、昼間でも薄暗く人目にもつきにくく危険	老朽化しているものを交換することで対応したい
25	庄内宝町第11号線（原田神崎川線）を安全に横断できるよう安全対策を検討してほしい	横断歩道を明確にするよう検討、調整を行う
26	庄内宝町第11号線（原田神崎川線）を安全に横断できるように安全対策を検討してほしい	横断歩道を明確にするよう検討、調整を行う

Index	気になるところ	現在の検討状況（案）
27	現在、歩車分離信号機になっており、一度の青信号で東西と南北の二段階の横断が難しいため、スクランブル交差点にして欲しい。	スクランブル交差点にすると、防護柵の撤去が必要になるので、歩行者たまりの安全性が減少する。歩者分離信号のまま信号周期を改めることで、横断しやすいようにする（警察）
29	コンビニの駐車場に出入りする車が歩道を通過して車道へ出入りが多い。注意喚起をして欲しい。	看板設置などで注意喚起
30	パチンコ店周辺で知らない人に声をかけられ怖い思いをする。	なるべく通らない経路へ通学路を変更
36		
33	道幅が狭く歩道もないが、車の交通量が多い。	短期的に対応は困難であり、中長期的な対応を検討
34	葬儀場へ出入りする自動車へ見えるように電柱幕を設置して欲しい。	何らかの表示等を検討したい
35	一時停止の規制をして欲しい。	警察と協議してみる
37	歩車分離柵の隙間が大きい	信号交差点から30m以内は乱横断防止のため、横断防止柵が設置されるが、それ以外は設置されないこととなっている。
50	柵の隙間を大きくしてほしい	
38	電柱幕の整備。カーブミラーの整備。自転車と歩行者の事故を懸念	路面表示等を工夫し、商店街から出てくる自転車と通過する歩行者の安全確保の検討を行う
39	路面表示を見やすくしてほしい	
40	カーブミラーを設置してほしい	設置を検討する
41	街路灯が暗い	電灯の交換等対応する
42	樹木が高い	剪定作業を行う
43	抜け道として使用されており、車の往来が多く、五叉路で見通しも悪く、接触事故の懸念があるため、注意喚起の表示を要望	まず路面の表示を明確にするなどで対応する
44	横断歩道・道路標示を設置して欲しい。	道路の構造上、横断歩道を設置することができない。車が車速を遅くするような路面標示等を検討
45	歩道橋の手すり柵が低い、老朽化が進んでいる改修されたい。	大阪府池田土木事務所へ改善を要望

Index	気になるところ	現在の検討状況（案）
46	横断歩道・道路標示を設置して欲しい。	道路の構造上、横断歩道を設置することができない。車が車速を遅くするような路面標示か時間規制ができないか検討
47	歩道の傾斜が急である。滑り止めをつけて欲しい。	滑り止めの対応する
48	花壇などの障害物を撤去し見通しを良くして欲しい。	大阪府池田土木事務所へ改善を要望
49	横断歩道・道路標示を設置してほしい	直近の穂積菰江線を横断することで対応していただきたい。
51	歩道に大きな水溜りができる。改善して欲しい。	対応を検討
52	公園～公営住宅歩道間に横断歩道の設置をして欲しい。	対応を検討

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

1. 背景

平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成 29 年 4 月 1 日より施行される。

2. 目的

学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として法律(地教行法第 47 条の 5)にもとづく学校運営協議会を設置し、保護者及び地域の住民等の学校運営への参画や学校運営への支援等を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

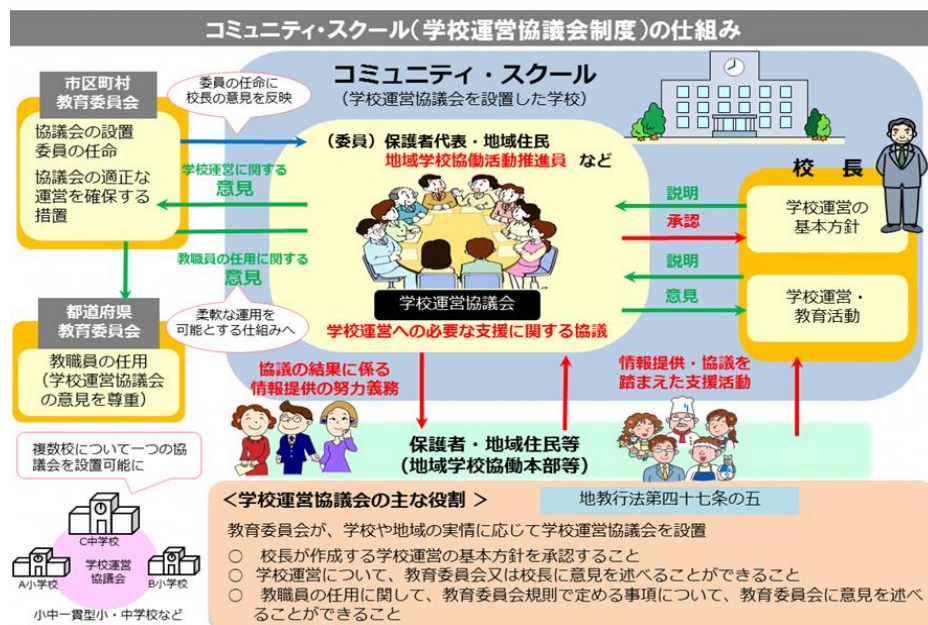
3. 学校運営協議会の主な役割

①校長が作成する学校運営の基本方針の承認すること、②学校運営についての意見を述べること、③教職員の任用に関する教育委員会規則で定める事項について意見を述べること など

4. 学校運営協議会委員の構成

①地域の住民、②保護者、③対象学校の運営に資する活動を行う者、④学識経験者 など

5. コミュニティ・スクールの仕組み



6. これまでの経過と今後予定

- ・ 令和 3 年度 モデル校にて試行実施
- ・ 令和 4 年度以降 モデル校実施による効果検証を踏まえ、順次設置

○豊中市学校運営協議会規則

令和 3 年 1 月 1 9 日
教育委員会規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の目的)

第 2 条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2 以上の学校について 1 の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域の住民に意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象学校の校長が第2条の目的を達成するために必要があると認める事項に関する事。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して別に定める事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる。ただし、特定の職員の採用その他の任用に関する事項はこの限りではない。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に定める者との連携及び協力の推進に資すること。

(組織等)

第8条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) その他教育委員会が適当であると認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

4 委員に欠員を生じた場合には、教育委員会は、新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は、会議を招集し、議事を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第12条 協議会は、会長が開催日前に議事を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、必要に応じて委員に対して、協議会の役割及び責任等につい

て、正しい理解を得るため、研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解嘱等)

第16条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(2) 第9条に規定する義務に反したとき。

(3) その他解嘱又は解任に相当する事由があると認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に招集される協議会その他会長の職務を行う者がいない場合における協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、豊中市教育長が行う。

(仮称)庄内さくら学園のコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

1. 背景

庄内さくら学園中学校、庄内小学校、野田小学校、島田小学校の1中3小が、令和5年度に(仮称)庄内さくら学園に再編される。

2. 目的

「地域とともにある学校」をめざし、校区ごとの文化の違いなどをお互いに理解し、学校・地域が同じ教育目標に向けて取り組める土台をつくる。

3. 内容

<令和3年度>

○講演会・説明会の開催

- ・豊中市のコミュニティスクールの考え方の共有
- ・「コミュニティスクール」についての地域・学校の共通認識づくり
- ・学校と地域の連携について

<令和4年度>

○ワークショップの実施

- ・各校区での既に取り組まれている内容の共有（地域こども教室やこども食堂など）
- ・(仮称)庄内さくら学園の教育目標の実現に向けて、地域としてできることの検討
- ・(仮称)庄内さくら学園の教育目標の実現に向けて、地域としてできることの実施に向けて

4. スケジュール

<令和3年度>

○第1回

日時：令和4年1月24日（月）19時

場所：ローズ文化ホール

内容：豊中市のコミュニティスクールの考え方について（学校教育課）

「コミュニティスクールとは」の講演（京都光華女子大学 准教授 西 孝一郎氏）

○第2回

日時：令和4年3月9日（水）19時

場所：ローズ文化ホール

内容：庄内さくら学園の検討状況について（学校教育課）

庄内さくら学園校区の児童・生徒の現状と課題について

「(仮)地域と教育の連携について」（芸術文化観光専門職大学 学長 平田オリザ氏）

<令和4年度>

- ・時期未定
- ・上記内容で3回実施予定。